

令和5年度第1回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年4月10日(月)
招集場所	米子市役所旧庁舎3階603会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員
欠席農業委員	16番 富田行博委員
出席推進委員	廣東宣明委員 能登路幸輝委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 松本裕三委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任、馬野主事
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等

促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第1回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号12番の竹中委員と議席番号13番の田子委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、富田委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長）

議案訂正等は、ありません。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号1の八幡について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

八幡の議案について説明いたします。五千石小学校北にあります田1筆3、115平方メートルの農地を譲受人がこの度合意され売買されるものです。3条許可案件は以上1件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があればお願いします。

生田農業委員

3月22日に現地を確認いたしました。元々この持ち主さんは福市在住でしたが転居されて、且つもう農業をする意思はまったく無いということで、友人であります福市に実家があります方が合意して売買に至ったものです。管理もきちんとされています。問題は無いと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは6ページ、番号1の河崎について審議いたしますが、これは8ページ議案番号3から9ページ議案番号6の第5条第1項の規定による許可申請の関連議案となりますので、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進員

4条1番と5条3番から6番について、同じ場所で関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、画面に出ているとおり、5条3番から5番はそれぞれ一般住宅を計画したものです。6番はその3区画の住宅の進入路でして、進入路は3区画の譲受人それぞれで持分を共有します。4条1番は譲渡人の所有する住宅への進入路の拡張を計画したものです。4月5日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。5件全体の被害防除計画について、最高40cmの盛土造成を行います。擁壁等について、隣地に既存擁壁がある部分はコンクリートブロック高さ20cmを2段設置します。既存擁壁がない部分は、L型擁壁高さ80cmを設置します。進入路として転用する部分は、東側にある譲渡人所有の既存の進入路から西側の3区画の住宅造成地まで埋め立てる計画です。雨水の排水について、敷地内溜桝から新設側溝を経由して既設道路側溝へ流す計画で問題あり

ません。汚水の排水について、合併浄化槽から新設側溝を経由して既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。4条の進入路については、汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内にJR河崎口駅がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお祈いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございせんか。

そうしますと採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、議案第3号をお祈いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ、番号1の今在家について、審議いたします。担当委員さんから説明をお祈いします。

能登路推進委員

1番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。4月2日に田邊農業委員、能登路推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、高さ65cmの盛土造成を行います。擁壁として、L型擁壁を設置します。雨水の排水について、自然流下及び溜枡を経由し農業用排水路へ流す予定で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと考えますので、よろしくお祈いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号2の和田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

米澤推進委員

2番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、父から土地を借りて一般住宅を計画したもので、実家の前の畑です。3月30日に井田農業委員、角農業委員、米澤推進委員、事務局と現地確認を行いました。造成計画は、最高40cmの盛土造成を行います。擁壁等について、コンクリートブロック高さ20cmを2段設置します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地は譲渡人の農地のみです。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続で、見込みがある旨、県には確認済みです。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長（田邊会長）

続いて、10ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について13ページ番号4-1から20ページ番号4-37までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案の括弧書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

13頁番号4-1から番号4-2は、新規設定です。

番号4-3から番号4-4は、再設定です。

番号4-5から14頁番号4-7は、新規設定です。

番号4-8から16頁番号4-18は、再設定です。

番号4-19から17頁番号4-20は、新規設定です。

番号4-21から番号4-23は、再設定です。

番号4-24から18頁番号4-26は、新規設定です。

番号4-27から番号4-29は、再設定です。

19頁番号4-30から番号4-31は、規設定です。

番号4-32から20頁番号4-37は、再設定です。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、22ページ所有権移転各筆明細について、番号4-1について審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。番号4-1は、所有者の希望により耕作者が農地を買い受けるものです。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、24ページ、議案第5号をお願いします。

法律の改正がありましたので、農林課の担当から説明をしてもらいます。

（農林課説明）

そうしますと、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、25ページ番号1から32ページ番号40までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

25ページ番号1から32ページ番号39は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。番号40は、令和6年度就農予定の圃場を準備したものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（古橋事務局長補佐）

報告いたします。

35ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に36ページから37ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、7件を受理しています。

次に、38ページから39ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、40ページから41ページの非農地現況証明について、8件を証明しています。

次に、42ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、43ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

次に、44ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、45ページから49ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、9件報告を受けています。

私からの報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

関本農業委員

32ページの40番の利用権設定で、受けるものがなくて中間保有になっているんですが、これは10年間、どういう目的でどういうようになっているんですか。

事務局（妹尾係長）

先ほど説明をさせていただいたとおり、来年度就農予定の方のために中間保有をして、その方のために農地を中間保有で準備しておくためという説明を受けています。

関本農業委員

はい、了解です。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

角農業委員

農業委員会報36号が出来上がりましたので、皆さんに配布しています。実行組合を通じて各農家の方の配布します。皆さんにご協力いただきまして完成しました。今回の広報部員では最後の活動になりました。ありがとうございました。

議長（田邊会長）

ありがとうございました。

他にございませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（古橋事務局長補佐）

5月10日（水）13時30分から、市役所本庁舎401会議室におきまして、5月定例総会を開催予定としております。

次に、4月に大高公民館と巖公民館で予定しています。新型コロナウイルスの感染状況によっては中止となる場合があります。

に、4月の農地相談会は、24日（金）に和田公民館で開催予定です。

次に、4月分の活動実績報告書ですが、5月2日（火）までにご提出いただきますと助かります。

以上です。報告用紙が足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。

事務局（日浦事務局長）

西部広域管理組合から、一般廃物処理場の候補地について進捗報告があります。

(西部広域管理組合説明)

議長 (田邊会長)

そういたしますと、これを持ちまして、第1回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時25分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員